

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 4 日（火）第596号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則（※）	（生活衛生課取扱い） 1
告 示	
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い） 1
○保安林の指定の解除予定の通知	（森づくり推進課取扱い） 2
○収去飼料の試験結果の公表（2件）	（畜産振興課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い） 3
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 4
公 告	
○競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）	（管財課取扱い） 4
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 6

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第6号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「奄美市食肉センター」を「奄美大島食肉センター」に、「瀬戸内と畜場」を「瀬戸内町と畜場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市新城字神貫3300番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

鹿屋市輝北町市成字野牟田330番2・330番13・330番22・330番31・330番34・330番36から330番38まで・330番43・字上場1661番98・1661番110・1661番112・輝北町上百引字宇都1215番6・1215番65・1215番66（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第147号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称、法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
九州昭和産業 (株) 志布志工場 5340001014984 (志布志市)	同 左	マルニ印配合飼料 あかつこ17	令 和 6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 児湯成鶏15H	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 成鶏用EX17H	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 焙煎プラス	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料 グレインピース	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
錦 江 湾 飼 料	同 左	NMG3	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗	無

(株) 鹿児島工場 9340001001277 (鹿児島市)				繊維，粗灰分，カルシウム，りん	
		N M G 5	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗	無
		N M G H	6 . 7	繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
(株) アクシー ズ 宮之城第二工場 5340001000258 (薩摩郡さつま 町)	同 左	チキンミール	6 . 7	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の内容の欄には，栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第148号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，令和6年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和7年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称，法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
(有) 唐仁原商店 本社工場 8340002011656 (鹿児島市)	同 左	竹酢炭	令 和 6 . 8	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分，カルシウム，りん	無
(有) そおりサイクルセンター 大隅有機工場 2340002027831 (曾於郡大崎町)	同 左	甘しょ混合発酵 T M R 飼料	6 . 8	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には，栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名，試験値及び過不足の量を，原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（シラス）（旧：農村地域防災減災（農地保全整備））（農業用排水施設整備）第二甫木地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 5 日から同年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所申良総合支所産業建設課

鹿児島県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 4 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字古志字長崎 2 番地先から同町大字古志字浦ノ一21番 3 地先まで	令和 7 年 3 月 4 日

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（計測・理化学機器類、焼却炉及び車両類（修理））
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577

電話番号 099－286－3828

ファックス番号 099－286－5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 3 月 4 日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分
から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入
札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受ける
ことができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 8 年 9 月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契
約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資
格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

(1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）

(2) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）

(3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めること
がある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県
告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を
有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものである
こと。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であるこ
と。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、
資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類
を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年
法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特
定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年3月4日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和7年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第22号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年3月4日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 戦国無双HM3	株式会社ニューギン	410900
ぱちんこ遊技機	P A海物語3R3LBA	株式会社三洋物産	4P1571
ぱちんこ遊技機	P A海物語3R3LBW	株式会社三洋物産	410705